

農業集落排水施設使用料について

1) 使用料について

- ・使用料は、ご利用の水量（水道メーター）を基準とします。（表1）
- ・一般家庭で水道以外の水（井戸水など）を使用している場合は、表2の家族人数により認定水量とします。
- ・水道水と井戸水などを併用される場合は、メーター水量と表2の認定水量を比較し、大きい値を使用量とさせていただきます。
- ・なお、メーター器につきましては、市からの貸し出しの場合と私設の場合があります。

区 分 農業集落排水施設使用料（大字木島地区） （木島・常盤第一・常盤第二・瑞穂）

（表1）＜下水道使用料＞

1ヶ月当り

基本料金	汚水量	1立方メートル当り使用料（円）
1,386円 (5m ³ まで基本使用量)	0～5m ³ まで	0円
	5m ³ を超え10m ³ まで	119円
	10m ³ を超え20m ³ まで	147円
	20m ³ を超え50m ³ まで	155円
	50m ³ を超え100m ³ まで	156円
	100m ³ を超え200m ³ まで	158円
	200m ³ を超え300m ³ まで	160円
	300m ³ を超え500m ³ まで	162円
500m ³ を超えるもの	162円	
公衆浴場汚水	-	125円

算出した金額には、消費税が含まれています。

使用料の合計額において、10円未満は切り捨てとなります。

（表2）＜水道水以外の場合（井戸水など）＞ 認定水量

1ヶ月当り

家族数（人）	1	2	3	4	5	6	7人以上
使用料（m ³ ）	10	16	22	26	30	34	プラス4

2) 使用料の算定について

- ・基本使用料に汚水量料金を加えたのが使用料となります。

- ・例 30m³/月の場合

$$1,386円 + 119円 \times 5m^3 + 147円 \times 10m^3 + 155円 \times 10m^3 = 5,001円$$

5,000円

3) 使用料の徴収について

下水道の使用料は、水道使用料と同じく2ヶ月分をまとめてご請求しています。